

別表1

補助要件	備考
(ア) 本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。	
(イ) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。 加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。 なお、SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策（一つ星又は二つ星）を講じていることを宣言すること。	
(ウ) 介護事業所及び介護施設等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、第2条第1号及び第2号により介護テクノロジーを導入する場合は、次のa又はbに掲げる支援を受けることを要件とする。 a コンサルティング会社等による業務改善支援 生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けること。なお、メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象としないこととする。 b 介護福祉総合支援センターによる業務改善支援 介護福祉総合支援センター又は厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口が実施する研修を受講すること。なお、本研修とは別に（ク）に定めるとおり、介護福祉総合支援センターの介護生産性向上総合相談窓口へ相談することとする。	
(エ) 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、第4条に基づき、業務改善計画を作成すること。 <ul style="list-style-type: none">・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン (掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html)・介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き (掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf)・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集 (掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf)・介護ロボット等のパッケージ導入モデル (掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283573.pdf)	

<p>・介護現場で活用されるテクノロジー便覧 (掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/r05_105_02jigyo-hokusho.pdf)</p>	
<p>(才) 補助を受けた介護事業所及び介護施設等は、「科学的介護情報システム」(Long-term care Information system For Evidence ; LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。)による情報収集に協力すること。</p>	
<p>(カ) 補助を受けた介護事業所及び介護施設等は、厚生労働省、山梨県、介護福祉総合支援センター等（以下、厚生労働省等という）が実施する効果検証事業、普及啓発事業等に可能な限り協力すること。（厚生労働省等から補助対象事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）</p>	
<p>(キ) 介護ロボットやＩＣＴ等の導入に関して他事業者からの照会に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。</p>	
<p>(ク) 補助を受ける介護事業所等は、業務改善計画を作成し、県に提出するものとする。なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、介護福祉総合支援センターに相談するものとする。</p>	
<p>(ケ) 次に掲げるサービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	
<p>(コ) 次に掲げるサービスについては、令和7年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護（短期利用）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）、認知症対応型共同生活介護（短期利用）、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防居宅療養管理指導、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）、介護予防支援、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）</p>	

別表2

区分	1. 補助対象経費	2. 補助率	3. 基準額
(1) 介護テクノロジーの導入支援事業	<p>ア 重点分野に該当する介護テクノロジー 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」(以下「重点分野」という。)に該当する機器等を導入する際の経費</p> <p>イ その他 ア によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると知事が判断した機器等</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない(補助は1機種限り)。 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等を補助対象とする。開発に要する経費は補助対象とはならない。 福祉用具情報システム」((公財)テクノエイド協会が提供。以下「TAIS」という。)で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象とする。 機器等の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。 <p>なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して以下のとおり算出する。</p> <p>①主となる機器が介護ソフトの場合は、「3. 基準額」の「ア で示す機器等のうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」」に定める基準額</p> <p>②主となる機器が介護ソフト以外の場合は、「3. 基準額」に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額</p>	4分の3以下	<p>・アで示す機器等のうち「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に該当する機器又はイで示す機器 100万円</p> <p>・アで示す機器等のうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」</p> <p>職員数に応じて必要なライセンス数が変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、以下の基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円を基準額とする。 なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防も含む。)であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算する。</p> <p>職員数 1名以上10名以下 100万円</p> <p>職員数 11名以上20名以下 150万円</p> <p>職員数 21名以上30名以下 200万円</p>

区分	1. 補助対象経費	2. 補助率	3. 基準額
	<p>と し、通信費は上記経費には含まないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点分野のうち「介護業務支援」には、いわゆる介護ソフトも含まれる。 ・ 介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にすること。 ・ 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記を要件とする。 国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、 ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること ②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。 <p>ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテストHP (掲載先：https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/)</p> <p>厚生労働省 介護ソフトの機能調査結果HP (掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税及び地方消費税並びに別表2(2)又は(3)の 		<p>職員数 31名以上 250万円</p> <p>※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。</p> <p>※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。） とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アで示す機器等のうち上記以外のもの <p>30万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 補助額のうち、導入機器等と一体的に使用するための情報端末(PC、タブレ

区分	1. 補助対象経費	2. 補助率	3. 基準額
	補助を受ける部分は補助対象とならない。		ット端末)について、1台あたりの補助額は10万円以内とする。
(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	<p>(1) の介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーの導入に係る経費（通信環境整備にかかる経費も支援対象に含む。）。</p> <p>消費税及び地方消費税並びに別表2(1)の補助を受ける部分は補助対象とならない。</p> <p>【留意事項】 (1) 介護テクノロジーの導入支援事業を参照すること。</p>	(1) と同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器等の合計経費1,000万円以下 ・ その他 補助額のうち、導入機器等と一緒に使用するための情報端末(PC、タブレット端末)について、1台あたりの補助額は10万円以内とする。
(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業	<p>ア コンサルティング会社等による業務改善支援 生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善を支援する事業者）から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援も対象とする）等の支援を受けるための経費 なお、メーカーや販売店等による機器の操作説明は補助対象とはならない。</p> <p>また、介護生産性向上総合相談センターや厚生労働省委託事業の相談窓口が実施する研修は県又は国それぞれの事業において費用負担するため補助対象とはならない。</p> <p>【留意事項】 消費税及び地方消費税は補助対象とならない。</p>	(1) と同じ	・ 45万円